

農林水産委員会議録 第十号

平成十一年四月二十七日(火曜日)
午前十時開議

出席委員

委員長 稲積 良行君

理事 増田 敏男君

理事 横内 正明君

理事 木幡 弘道君

理事 一川 保夫君

理事 小野寺 五典君

理事 金子 一義君

理事 岸本 光造君

理事 熊谷 市雄君

理事 鈴木 俊一君

理事 竹本 直一君

理事 萩山 教蔵君

理事 宮島 大典君

理事 日片 信君

理事 安住 淳君

理事 上田 吉雄君

理事 鈴昌 勇君

理事 前田 正君

理事 佐々木洋平君

理事 中林よし子君

理事 萩原 喜重郎君

理事 藤田 スミ君

理事 前島 秀行君

理事 中川 昭一君

理事 高木 賢君

理事 竹中 美晴君

理事 堤 渡辺

理事 山本 英隆君

農林水産大臣官房長官

農林水産省經濟局長官

農林水産省構造改善局長官

食糧庁長官

林野庁長官

出席政府委員

出席國務大臣

農林水産大臣

四月二十三日
新たな農業基本法の制定に関する請願(木島日出夫君紹介)(第二七七八号)

は本委員会に付託された。

四月二十七日
新しい理念の食料・農業・農村基本法制定に関する陳情書外二件(札幌市中央区北四条東二信田邦雄外二名)(第一四九号)

する陳情書外三件(鹿児島市山下町一の一鹿児島市議会内入船攻外三名)(第一五〇号)

日本の農林水産業の振興、都市農業育成対策の確立に関する陳情書外一件(東京都立川市柴崎町三の五の二四加藤源藏外三千九十七名)(第一

農林水産委員会 外山 文雄君

委員の異動

辞任

補欠選任

大石 秀政君

目片 信君

宮島 大典君

竹本 直一君

前田 正君

深田 勝君

立君

塩谷 修光君

木部 佳昭君

御法川英文君

丹羽 雄哉君

熊代 昭彦君

木村 太郎君

前島 秀行君

深田 勝君

前田 正君

木村 太郎君

前島 秀行君

木村 太郎君

五一号)中山間地域の活性化に対する総合的な振興策の創設に関する陳情書(松江市殿町一島根県議会内漆谷秀樹)(第一五二号)木材産業の振興に関する陳情書(高知市丸ノ内一の二の二〇高知県議会内西尾一雄)(第一五四号)は本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件

森林開発公団法の一部を改正する法律案(内閣提出第三七号)

農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案(内閣提出第四七号)

農業災害補償法及び農林漁業信用基金法の一部を改正する法律案(内閣提出第六四号)

○稲積委員長 これより会議を開きます。内閣提出、森林開発公団法の一部を改正する法律案、農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案及び農業災害補償法及び農林漁業信用基金法の一部を改正する法律案の各案を議題といたします。質疑の申し出があるので、順次これを許します。宮地正介君。

○宮地委員 きょうは、行革三法についての質疑でございますが、限られた時間でございますので、私は、農用地整備公団の廃止の問題、そして森林公園法の改正の問題に絞って、少し御質問させていただきたいと思います。まず大臣、この行革三法は、まさに特殊法人の整理合理化という、我が国に課せられた当面する重要な課題である行財政改革、この本旨に基づいて、平成九年の六月の閣議決定をベースにして、今回この改正案が提案をされたわけあります。当時、平成九年六月は、自民党と社民党と新党さしがけのいわゆる連立政権下における閣議決定であります。この閣議決定に当たる直前に、三党による合意がなされているわけであります。その合意の趣旨を踏まえて閣議決定がなされました。その合意というのは、まさに農用地整備公団を廃止する、新しい農業基本法、いわゆる現行の農業基本法の抜本改革、これにあわせて廃止をする。それからもう一つは、この三党合意、特に社民党と新党さしがけが自民党案のベースを合意するに当たって、雇用不安を招かない、こういうことが合意の第一項目にも入っているわけであります。まさに雇用不安を招かない形で、いわゆる行政改革を進める中で廃止をする、こういうふうに私は読んでいるわけでございます。そしてさらに、前向きに、新しい農業基本法を相まって廃止する。森林公園法を改正して森林開発公団に合併していく。そして、今までの事業、現行の実施事業については継続事業とする。

そしてさらに、新しい農業基本法の中の一つの大企業である、来年度から中山間地域におけるデカップリング方式を導入する、新たな中山間地域対策、こうした新たな事業に対して、この森林開発公団が資源公団と名称を変更した中で、さらに今までの農用地整備公団の技術、技能、パワー、そういうものを積極的に有効活用して、これから日本の農業の活性化、農政改革に役立たせていく、こういう考え方にして今回廃止する、こういうふうに私は理解しております。しかし、今回の廃止と森林開発公団への合併に對し、国民の間には、焼け太りではないのか、こ

ういう厳しい批判もあります。大臣はこうした批判に対してもどのようにお答えになるのか。今回の廃止はいわゆるリストラなのか、それとも、新しい分野におけるそうした有効的な機能を発揮するよう前向きに緑資源公団として新たに生まれ変わった形に展開をしていくのか。この点についての大臣の見解を伺っておきたいと思います。

○中川国務大臣 結論から申し上げますと、行政改革で二つの特殊法人が一つに合併される、一つになる、農用地整備公団が廃止されるわけですが、現時点では果たしてあるその役割というものは緑公団の方に吸収されていくわけございま

す。

一方、今、先生御指摘のよう、平成九年の三党合意におきまして、この農用地整備公団を廃止するに当たっては新たな基本法づくりと密接な関連を持つということでございまして、新たな基本法の中では、いろいろ多面的な機能があるわけでございますけれども、いわゆる中山間地域の果たす公益的な役割、これを担うということが新たな基本法の柱の一つでございます。

そういう意味で、農用地整備公団の残事業は、調査分も含めましてやらせていただく、しかしそれは十数年でおしまいです。一方、海外事業を引き継ぎ、そして中山間地、林地、農地、一体となつた、基本法が要求する新たな柱については、これは基本法あるいは国民的ニーズに求められる大きな役割であろうということで、新しい緑資源公団の中での新しい業務でございますけれども、この基本法あるいは行革の一項目の中でも記されています。方針と違ってはいないというふうに考えておきます。

したがいまして、職員につきましても十名程度

の削減、あるいは役員数も当面三人程度の削減ということでおきまして、必要最小限の人数で、新たな役割も含めた両特殊法人の任務をスタートさせていくということでおきます。行革の線に沿い、また、新しい求められる農政、林政の果た

す役割というものにこたえ、必要最小限の人員でやつしていくというふうに理解をしておるところでございます。
○宮地委員 大臣、確認しておきますが、この与党特殊法人改革協議会、平成九年五月二十七日のいわゆる閣議決定直前の三党合意の第一項目にある、「特殊法人等の整理合理化を行うに際しては、いささかも雇用不安を招来することがないよう、雇用問題に万全を期す」これはこのとおり厳守する、こういうふうに理解してよろしいですね。

○中川国務大臣 そのとおりでございます。

○宮地委員 現在、この農用地整備公団の職員、一番新しい平成十一年四月一日現在、三百七十六人いるのです。この職員のうち、技術者が三百人いるのです。これは、大変な財産だと私は思うの

ですね。農業土木だと、あるいは畜産だと農業経済だとか、国内だけではなくてJICAなどに

行つて、海外でも非常に農業土木、農業開発に国際貢献しているわけですね。この三百人の技術者

というのは、これから新しい農業を活性化していく上においても大変貴重な、重要な職員であ

る、いわゆる整理合理化という、単なるリストラの対象じゃないと私は思うんですね。これはもつ

と前向きに、これから新しい農業基本法によつて二十世紀の我が国の農業を、肥料、農業、農村といふワンパッケージの中で、食料の安全保障

の問題、多面的機能の維持の問題等々、日本の農業をいよいよ活性化させていくスタートをこれから切るわけであり、そういう中で一番大事なのは、こういう技術者なんですね。こういう技術者

は、こういう技術者なんですね。こういう技術者

が、これから森林についても公益化が進んでいく、農地についてもいわゆるデカッピング方式によつて、この中山間地域の難しい、ハンディのある農

業といもの、それを緑資源公団が今後積極的に事業計画を立てて、新しい農業基本法と一緒に

なって、こうした三百人の重要な技術者を前向きに活用していくべきである。こういう方は、むしろリストラの対象になんかすることは論外だと

私は思う。この点について大臣はどう思いますか。

○中川国務大臣 先生御指摘のとおり、農用地整備公団、三百七十六名のうち三百人が技術者であ

り、しかも数十年間の蓄積の上に立った大変なア

ロ集団だというふうに私も理解をしております。

私がいまして、残事業だけではなく、引き継ぎますJICA等から委託を受けた海外事業に対する積極的な対応、さらには、先ほど申し上げまし

たように、新たな基本法の中の大好きな柱の一つであります中山間地域における林地と農地の複合的

な整備、あるいは維持開発といったものについて、大いにこの新しい公団の中で頑張ってもらわ

なければいけないというふうに考えております。

過剰人員だと思いませんし、また、その持つておるエネルギーといふものが十分生かせるような

スタートを切つていかなければならぬ。職員の皆さんにも胸を張つて新しい公団の中で仕事をし

ていただけるように、また先生の御指導もいただ

きながら、我々も頑張つていただきたいというふうに考えております。

○宮地委員 事務系の方が七十六人なんですね。

こういう方々については、むしろ今後、中央のス

タッフですから、その点については機械化するな

り合理化するなり、しかし、生首は絶対切つては

ならない、先ほどの三党合意の第一項目を考えた

から、しかしながら、我々も頑張つていかなければいけない、そのための三党合意の第一項目を考

えて、このままでは、むしろこれが

本法の抜本改革をやるのだということはもうこの

ときみんなわかっているのです。であるならば、

農用地整備公団というものの重要性を考えたと

き、果たして廃止の方向に、ここをターゲットに

したこととは適切であったかどうか、ここはチェックする必要があろう。

しかし、今回、こういうように、一步前進のた

めの、森林開発公団に吸収、合併をして、新しい

農業基本法に沿つてもつと前向きに、中山間地域

対策あるいは自給率の向上、そういう方向に吸

収、合併していくのだ、前向きにとらえて頑張る

のだというのであれば、職員の皆さんもモラール

法の一部改正案、農林漁業金融公庫法の改正案と、大変重要な法案が短い審議の中で行われるわけでありまして、端的に質問をさせていただきました。

まず、森林開発公団法の一部改正案について、

現在の農用地整備公団が実施をしております農用地総合整備事業等を廃止するということになつておるわけでありますけれども、大臣は、この廃止する理由、事業もそうでありますけれども、まづ、事業を廃止する理由を端的にお示しいただきたいと思います。

○中川国務大臣 事業としては今すぐこれによって廃止するといふものはないわけでありますけれども、いわゆる公営事業につきまして、これから調査を始めようというものを等いわゆる全く新規のものについては今後はやらないということで、先ほど御質問もありましたが、継続二十一あるいは実施を前提とした調査十ということで、この事業が十数年かかるわけございまして、その間の残事業を新しい緑資源公団でやることでございます。

また、新たに緑資源公団におきましては、先ほど御質問がありましたよないわゆる新しい基本法、これはリストラの一環であると同時に、たまたま、平成九年の四月からたしか政府の新しい食料・農業・農村基本問題調査会がスタートした時期だと記憶をしておりますので、まさに行革の一環と新しい農政あるいは食料政策の基本的な見直しと同時期のこととございましたので、そういう意味で、リストラ・特殊法人の見直しと、そして一方、新しい農政の基本政策、そしてその中の柱の一つがいわゆる中山間地域対策ということで、この場合に、農用地整備公団と森林開発公団とが廃止統合という形が、リストラを兼ねながら、新しい、その段階では議論が始まつたばかりではござりますけれども、国会等でも議論がそろそろ始まつた時期とも記憶しております。そういう時期での、統合も視野に入れた形で本法案を御審議いただいているということでございます。

○鉢呂委員 農用地総合整備事業を廃止する理由については残事業という形で緑資源公団がやるのですね。当座は、今実施中あるいは調査中の地区でありますけれども、この事業を廃止する理由を明確に

大臣からお答え願いたいと思います。まず、大臣からお答え願いたいと思ひます。

○渡辺(好)政府委員 公営の事業といたしまして、大規模、広域かつ集中投資、そして高い技術力で面と線を一体としてやるというところにこの事業の特徴があるわけでございますけれども、一定の期間をかけまして、またこれから十数年ごとにますけれども、やつてまいりました時代のリード役としての役割、それがむしろこの公団の持つている技術力をほかの、今後二十一世紀を担う新しい分野に振り向けた方がいいというふうな判断でございまして、言つてみれば、これまで行ってきた事業を正直に評価した上で、この事業についてはそろそろ終止符を打つた方がいいだろうといふことで今回廃止をするものでございます。

○鉢呂委員 今調査中というものは十地区か十一地区あるというふうに思つていますけれども、こうお答え願いたいと思います。

○渡辺(好)政府委員 御質問の趣旨にきちつとそくあるところでございますけれども、公営事業としてやるという構想中のもののが全国各地であったのかなかつたのか、その辺をお答え願いたいと思います。

○鉢呂委員 私はしつこく聞くわけでありますけれども、農用地整備公団を廃止するということでお答え願いたいと思います。

ありますから、その事業、ほかの濃密生産事業とかそういうものはもう初めから廃止するというこ

とをこれまで決めておりますから、それはいいの

ですけれども、この事業を廃止する理由といふの

をもう少し明確に大臣から答えていただきなけれ

ば、これは基本の問題でありますから、廃止の基

本の問題でありますから。

○中川国務大臣 現時点におきまして、いわゆる国営事業あるいは地方が主体の事業として公団事

業、こうあるわけでありますから、公団事業のメ

リット、大規模かつ緊急性の高いものを高い技術

力でもって集中的にやるというような事業のメ

リットといふものは大変高いといふうに私は考

えておりますが、一方では、一つの改革の議論の

中で、最終的にやるというふうな事業になりました。

では、公団が今までやつておる事業については

どうするんだということでございますが、これ

は、先ほどのやりとりもありましたように、合計

三十一の新規あるいはまた継続事業を含めまし

て、それを鋭意進めいく。同時に、国営あるい

は、また都道府県等に振り分けをして、最

終的には、残事業をやり遂げることによつて、農

用地整備事業といふものについては十数年後には

自動的にその任務を終える。その間に、国民的あ

るいは受益者の皆さん方の御期待に沿えるような

国営事業あるいは地方の事業の推進に向けて、ま

た我々としてもバックアップをしていかなければ

ならないというふうに考えております。

○鉢呂委員 今実施中のものについては、残事業

という形で新たな公団で引きついで事業を終了さ

せていくということでございます。

また一方、大臣もお話しされましたけれども、

この事業、公営事業といふのは集中的に短期間で

行っていくという性格の事業で、それが特徴なん

いますけれども、いつを事業終了年次と考えてお

るのか、お答え願いたいと思います。

○渡辺(好)政府委員 大臣から答弁申し上げまし

たのは、実施中及び調査中の地区全体について、

最終的に事業が完了するまでに十数年という話を

申し上げたわけでございます。

具体的に申し上げますと、実施中のもののうち、濃密生産団地建設事業の一地区それから農用地等緊急保全整備事業の二地区、これにつきましては、それぞれ十一年度及び十二年度までに完了する予定でございます。

それから、農用地総合整備事業実施中の十八地区につきましては、財政の状況にもよるわけでござりますけれども、平成十一年度当初予算ベースの予算額を前提にいたしますと、完了までにおおむね八、九年、この事業の平均的な工期が七、八年でございますので、その程度で完了するだらう

という目標を持つております。

○鉢呂委員 大事なことでありますから、少し詳細にわたりますけれども、例えば、今年度着工す

る京都府の南丹地区というのですが、これはまさ

に計画では十九年、ことしから始めて十年間かかる

ことで計画を立てております。そのほかに、例

えば青森県の下北中央、これは平成八年に着工し

て、計画では十三年に終了することになつており

ますけれども、現在のところ、二九%の進歩率、

平成十一年度の予算が十三億四千四百万、これで

果たして十三年度までに終わるかというと、私は、甚だ難しいと。

皆さんの再評価事業もやっておりまして、例え

ば茨城県等々も中身を見せていただきました。事

業が計画どおりいかないということで、計画変更

して早急にこれを完了せよという第三者委員会の指摘もあるわけであります。今実施中の十八地区、これから始まる十一年度を別としても、例え

ば大分県の庄内あるいは青森県の下北中央、宮崎

県の都城、これらは平成七年、八年に開始をし、

十三年、十四年に終了することになつております

けれども、いずれも二〇%台の事業の進捗率であ

ります。これは、相当統かざるを得ないとと思わなければなりません。まあ局長でいいですけれども、この計画の範囲内で終わらせることは到底不

この事業の特質である短期投資集中、早期完了と
いうことに向けて最大限の努力をしたいと考え
ております。

して、この調査地区を残事業に含めることとした
次第でございまして、行政改革は重要な課題であ
りますけれども、同時に、地域の農業の振興への

メートル以上、かんかい排水につきましては三千ヘクタール以上というふうな規模になっておりました。これらをうまく組み合わせまして、その地域

可能だと思いますけれども、いかがですか。
○渡辺(好)政府委員 まず、総体の数字から申し上げますが、十八地区的進捗状況はおおむね四割程度でございます。それから、御指摘がありまして大分とそれから青森の事例は、それぞれ、大分が三七%、青森が四一%の進捗率となつておりますと、八、九年ということでございます。

○鈴呂委員 中身を見ますと、やはり受益者の、いろいろな社会経済の変化、農業のこういう情勢に基づいて、皆さんが集中的とはいみながらなかなか完了できない事情がこの間あるようであります。計画を遂行できないという形で今日まで来ておる事業も大変多くあるというふうに聞いておりります。

そういう中で、今実施中のものはすべて九年という形で終わるんだという方向が果たして可能なかつた。これが問題でござる。しかし二つ

取り組み、これも配慮をしなければなりません。したがって、この調和点といたしまして、調査地図も残事業に含めることが適当と考えた次第でござります。

における農業の生産性の向上と基盤の強化を行おうというものです。

それから、ちなみに申し上げますと、工期につきましても、一般の補助事業に比べますと一・七倍ないし二・七倍のスピードで完成をしている、規模も、総じて百八十億円ぐらいだと思いますけれども、そのような大きなものでございますし、スピードも速いということで、これまで、公団債としてその特徴を前に出しながらやつてきたわけ

私どもこの事業につきましては、再評価の過程でも早期に事業を完了させようという指摘もいただいておりますので、予算の確保に全力をあげたいと思っておりますし、それによりまして短期集中、早期効果発現という事業の所期の目的が達成されるよう努力をいたしたいと考えております。

○鈴呂委員 少し私の数字と、皆さんからいただいた数字でありますけれども、進捗率、これは何年の進捗率を言っていますか。それと、九年で終わるというのは、すべてに関してですか、それとも今の三地区について言っておるなんでありますか。

○渡辺(好)政府委員 進捗率と申し上げました四割の数字でありますけれども、総事業費に対しても

○中川国務大臣 先ほど構造改善局長から、調査段階のものも含めてあと十二年ぐらいで終了したいということござります。

確かに、現時点での進捗率は、低いものもあれば、もう既に今年度でほぼ一〇〇%終わるものもございますが、とにかく全体計画を実現できるよう、我々としても、財政事情等々いろいろござりますけれども、全力を尽くして頑張っていきたいと考えております。

○鉢呂委員 今調査中のものを、引き継いだ公団でこれから行うんだと。これは今十地区ぐらいあるんですけども、この引き継ぐ理由について明確にお答え願いたいと思います。

す。 しかし、それであります。 いわゆる面工事と言われます。 したかん排、かんがい排水、区画整理、暗渠排溝などとあります。 しかしながら、その面積は国営規模以下という形であります。 して、例えば、事業費の大変大きな大阪の事業は二百五十六億かかる予定でありますけれども、農業用道路が十九・八キロ、まあ二十キロということことで、この事業自体は非常に農道に比重を置いた事業ではあります。 全体的にですよ、すべて言つてもいいんですけども。

私は、そういう点で、果たして、本当にこれが、広域で大規模な事業と言えるのかどうか、その辺、もう少し詳細に答えていただきたいと思いま

○鉢呂委員 私が言っているのは、大規模性という言い方をしておりますけれども、道路は二十キロ内外ですから極めて長い距離でありますけれども、面工事については、今全部言つてもいいんですけれども、ほとんどが二百ヘクタール以下。例えば、大臣の地元の北海道の幕別町、幕別地区というところでも、農業用道路が十三・九キロメータ一、十四キロメータ一です。ですから、今現在、道路を十四キロつくるということは、かなりこれは大規模であります。しかし、これも後からいろいろ質問しますけれども、必ずしも農業用道路、農道としてつくる必要があるのかどうか疑問方に感じます。そこにおいては、暗渠排水、客土等で二百一へクタールと、国営あるいは都道府県県営などござります。

これまで投入をいたしました……（鈴呂委員）これまでという年数を言ってください」と呼ぶ）年数ではなくて事業費でございます。事業費ベースでの進捗率を申し上げました。（鈴呂委員）ですから、十一年の事業費を入れてのものですかと呼ぶ）十一年度当初予算に係る事業費を含めた数字でござります。

○渡辺(好)政府委員 御質問の趣旨は、調査中の地区を引き継いで事業を実施する理由ということだと思います。この調査を始めると、地域における意向の集約、合意の形成、さらには各種の準備のための会合等が行われておりますし、地元の期待もまた、この公団営の事業によって広域、大規模かつ短期集中で行ってほしいという期待も大きいかぎでございます。

大きな要素の一つであることは間違ひございませんが、
幾たびか御説明申し上げておりますように、この
の農用地総合整備事業というのは、面的な事業と
線的な事業を組み合わせ一体的にやるところにそ
の特徴がござりますし、その内容は、大規模かつ
広域的、そして短期集中ということをございまし
て、事例を申し上げますと、区画整理等でいき
ば、受益面積は百五十ヘクタール以上、これは、
県営の圃場整備が二十ヘクタール以上でございま
すので、かなり大規模でございますし、農道につ
いても、かなりの幅員でござります。

に比べても、必ずしも大きなものではありますまい。私は、そういう意味では、調査中のこの地区をこの公園事業でやらなければならないという理由にはならないのではないか。

○渡辺(好)政府委員 別の事業体で行うという先生の御趣旨が、例えば都道府県でやつてはどうかということで受けとめさせていただきますと、三点ほど申し上げたいんですけれども、第一点は、廃止されるべき事業のために都道府県が新たに人員を雇用し、組織体制を整備するというのが果たしてこの世の中の流れに合うのかどうかという点について私は疑問を持っております。

それから、技術水準等につきましても、これまで公団が日本全国いろいろな地域でいろいろな農地を扱うことによって得た高い技術力、これを生かすことができるわけでありますので、新しい資源公団における人材を、そして技術力を活用するというのが一番適当ではないかなというふうに思っております。

最後に、もし都道府県でやつたとして、そこに組織ができる場合に、その公団營に振りかわる事業に充てられるべき人材が、事業終了と同時に組織をして申し上げますと、事業を考える際の視点というの三つございまして、公団でなければできない事業公団が行なうことがふさわしい事業、公団が行なうことで効率的な事業、この三つの観点から、残事業は新公団に承継をするということがふさわしいと判断をした次第でございます。

○鉢呂委員 私の北海道にも調査中のものが一ヵ所あるわけであります。また、最近、今言いまして幕別あるいは根室東部、平成七年、平成十年と事業を着手した新しいものがございます。こういったものが、今言われたように、都道府県でその新たな人員を確保しなければならない。あるいはその技術力がない。事業費を聞かせていただきたいんですけども、ほとんどが農道主体であります。あるいはまた、区画整理、暗渠排水等についても比較的平場の地域であります。技術力を集中しなければならないというようなものであ

るのかないのか、私は非常に疑問に思うところであります。

こういったものの精査はきちんと行われておるのか。先般の質問でも、都道府県への移管が困難である。しかし、調査中のものは、まだ農水省の段階での計画実施方針の作成段階であります。そこで、まだ公団には行っておらないであります。公団に来るのは、事業の実施方針を決定してそれを公団に移管をするわけでありますから、その段階まではまだ農水省と都道府県の段階の事業であります。もちろん、それはこの公団の事業としてやるという形で構想あるいは相談、協議はされておるというふうに承知はしますけれども、果たして、局長、これが高い技術力と集中的、まあ集中的に、局長、これが高い技術力と集中的、まあ集中的に、それがお詳しいかもしませんけれども、大体一つの県当たり十ヶ所の農林事務所とか土地改良事務所を持っております。そこで、一事務所当たり二十人ぐらいの方が四十二地区ぐらいいの県営事業を担当しているというのが平均的な数字なんだろうと思ふんですけれども、仮に、現在の調査事業等を県営に移しますと、恐らく各県は新たに十一人、バックアップ体制も含めますと十七、八人の人員を雇用しなければならないと

いう状況になるわけでございまして、これは全体の流れからして合理的ではないのではないかなどうふうに私どもは考えております。

○鉢呂委員 その技術力からいきますと、確かにそのものを見れば必要だという形も見えます。しかしながら、都道府県の土地改良事業の方がこの公団単独の事業量よりも数段多いわけであります。全くしてない、全然土地改良事業をやっておらない都道府県にこの事業をおろすのであれば局長の言われたこともわからないわけではあります。しかし、もう少し具体的に言つてもいいんですけども、都道府県が受け皿がないか、私はな

いとは思えません。

例えば大臣の幕別町、農道が十四キロ、暗渠が百五十四ヘクタール、客土が三十七ヘクタール、土層改良が三ヘクタールであります。いずれも、言ってみればそら難しい事業ではないのであります。そして、先生が農道の話を主に御指摘いただきまして、工種がそれぞれならばで行なわれているというのではなくて、それぞれの工種が集中しなければならないというようなものであ

り、一体となつて地域全体を振興させるというところにこの事業の特色があるわけでござります。

それから、集中の問題につきまして、先ほど申し上げましたように、他の補助事業に比べれば一・七倍ないし二・七倍のスピードで行われる、総事業費の規模につきましても百八十億円程度ということで非常に大きいわけでありますので、そういう点からもこの新公団が引き継ぐべきことというふうに思います。

さらにもう一点申し上げますと、この都道府県の実情、先生の方がお詳しいかもしませんけれども、大体一つの県当たり十ヶ所の農林事務所とか土地改良事務所を持つております。そこで、一事務所当たり二十人ぐらいの方が四十二地区ぐらいいの県営事業を担当しているのが平均的な数字なんだろうと思ふんですけれども、仮に、現在の調査事業等を県営に移しますと、恐らく各県は新たに十一人、バックアップ体制も含めますと十七、八人の人員を雇用しなければならないと

いう状況になるわけでございまして、これは全体の流れからして合理的ではないのではないかなどうふうに私どもは考えております。

○鉢呂委員 その技術力からいきますと、確かにそのものを見れば必要だという形も見えます。しかしながら、都道府県の土地改良事業の方がこの公団単独の事業量よりも数段多いわけであります。全くしてない、全然土地改良事業をやっておらない都道府県にこの事業をおろすのであれば局長の言われたこともわからないわけではありません。しかし、もう少し具体的に言つてもいいんですけども、都道府県が受け皿がないか、私はな

いとは思えません。

例えば大臣の幕別町、農道が十四キロ、暗渠が百五十四ヘクタール、客土が三十七ヘクタール、土層改良が三ヘクタールであります。いずれも、言ってみればそら難しい事業ではないのであります。そして、先生が農道の話を主に御指摘いただきまして、工種がそれぞれならばで行なわれているというのではなくて、それぞれの工種が集中しなければならないというようなものであ

ります。

○鉢呂委員 公団営でやつてほしいという理由は、有利な条件があるということであります。大臣、それは何か。都道府県の負担の方法が違うのと接觸をしております。皆さんの御要望は、ぜひ公団営でやつてほしいということをございます。

大臣も御案内とのおり、公団営は事業を完了してから財投資金の支払いが始まります。都道府県の支払いは、多分、農業用道路はほとんどが都道府県が負担をする、あるいは市町村が負担をするところにになっておるのでないですか。農家の受益者までいかないと思います。

そうしますと、これは事業完了後に、据え置きなしますけれども、十五年の財投資金、公庫資金の支払い。大臣、国営等は、借り入れをして、例えばことし事業をやつた場合にはこれだけの都道府県の負担が起きる。そうすると、直接払う方法もありますけれども、財投資金を借りた後、三十キロという長い道路ですから、これをぜひ公団でやつていただきたい、それが実情ではあります。十三年の支払いが始まると、ここに大きなメリットがあるから、都道府県は、農道が二十キロ、三十キロという長い道路ですから、これをぜひ公団でやつていただきたい、それが実情ではあります。

公団は、そういう条件を、例えばそのほかに過疎債がつくとか、あるいは普通交付税措置がされるとか、元利償還に対してですよ。そういうものについて、そういう条件を移管していただけないといふふうに考えております。

非常に高い期待もございますし、それなりの準備も進められて、実施のプロセスの第一段階にある

細に精査をして、例えば都道府県に、この移管が

ますけれども、財投を活用してやつているこの公

國営の事業の最大のメリットは、やはりほかの事業に比べて非常にスピードが速いということあります。先ほど、一・七倍ないし二・七倍のスピードで行われているというふうに申し上げました。やはりできるだけ早くその事業の効果が発現するというのが、だれしも非常に大きな期待するところであります、要望とするところでありますので、そういう意味で、公団営に対する要望が強いのだろうというふうに私は思います。

それから、都道府県営でカバーしたらどうかと

いう問題につきまして、私先ほど、人員確保の問題を申し上げました。今事業規模を都道府県営に移せば、各都道府県はそれぞれ新たなる人員を相当抱えなければならぬ、そしてその人員はこの事業が終わったときには必要なくなるということを考えますと、やはり現有の技術と人を引き継ぐべき資源公団において行なうのがむしろ効率的、効果的ではないかというふうに考える次第でござります。

○鈴呂委員 今スピードが、事業進捗動向が二倍以上速い、その理由は何ですか。

○渡辺(好)政府委員 先ほど答弁の中で申し上げました財投の資金をうまく活用して、事業費の総額を確保しているからでございます。

○鈴呂委員 財投資金は、ほかの土地改良事業も

農林漁業公庫資金を借りられるのであります。な

ぜこちらが速いのですか。

○渡辺(好)政府委員 やはりそれだけの人員と能

力を持つて、速いスピードで事業を行われる

といふ体制があるから、また財投の方でもそれなりの金額が充当されるということなのです。

○鈴呂委員 局長は、財投資金がスピード的に

適用できるというお話をされましたけれども、私

はそれは理由にならない。また、そうであれば、

調査中のものを都道府県に引き継いだ場合に、そ

のことをさせることができるというふうに思わざるを得ません。

同時に、大臣、この調査中の十地区、ことし、

平成十一年はやっと新規の全体計画を一地区指定

するという形になるようありますけれども、先ほど、十数年、十二年ぐらいで終わらすというふうに言いましたけれども、どのくらいこの調査期間はかかりますか。

○渡辺(好)政府委員 一地区当たり、平均的には

二年あるいは三年のものもあるうかと思います。

○鈴呂委員 そのぐらいで終わればいいのですけ

ども、必ずしもそういう状態になつております

。したがつて、大臣、資金投入はスピード一

くつかわからんけれども、先ほど、例え

ば茨城県の奥久慈地区ですとか、極めて長い期間

を要しておるということで、皆さんでつくつてい

る再評価システムのつとつ、もうこの辺で事

業を打ち切るべきである、いわゆる面の工事量は

計画にはいかないけれども、早急に終了すべきで

あるといふような指摘を受けるように、大臣も御

案内のとおり、受益者のいろいろな考え方で長くな

るのが普通であります。

したがつて、本当にこの事業が役割を終えたと

いうことであれば、きちんと見た見通しを持っ

て、実施中のものについては本当にスピード一

くつかわらぬのであればやる、ことしから始まつた事業

もあるわけありますけれども、通常の範囲内で

なかなかこの進捗状況を見ると厳しい地域もござ

りますけれども、国営事業なりほかの事業に比べ

ておられます事業費につきましても、あと何年で、

トータル七年なら七年でできるかと言われれば、

なかなかこの実施状況といふのは

いますけれども、財投からのお金が直接的に入っていると

いうこともあります、この実施状況といふのは

やはり他の事業に比べてスピードが一段と速いと

いうふうに私自身は考えております。

○鈴呂委員 大臣、これは政治的な判断をしなけ

ればならない問題でありますけれども、今大臣が述べら

れたことは、それはもちろん部下の方はそういう

具申をしているかと思ひますけれども、果たして

そのスピードアップなりあるいは公団がやらなけ

ればならない理由としてのその有利性、いわゆる

財投資金を直接大量に投入できる、あるいはそ

うものをつけ行なうという判断をやはり大臣がし

なければ、これはだれもできません。どうしても

この公団がやらなければならぬ非常に複雑な高

度な事業ということであれば、私は納得します。

しかし、一たん廃止を決めたものにもかかわら

ず、私の見通しでは、この資金の償還も兼ねます

と、やはり二十年以上この事業を引き延ばすことには

私は思いますが、大臣の御答弁を願います。

○中川国務大臣 私も、多分先生と同じ資料を見ながら答弁をさせていただいていると思いますよ

が、先ほどから何回も局長が答弁しておりますよ

うに、やはり地元の要請が非常に強い。これは、

どうも、もちろん納得できます。しかし、そ

うものの判断をきちんとしたければ、特殊法人

の統廃合といふものの性格そのものを踏まえた

のにならないのではないか。これは、私ども国民

全体の責任を負った形で質問しております。

もちろん、私どもも、生首をとるとか、職員の

処遇について、いろいろ不安感は全くないよう

な形のものが今回の法案に一つもございませんか

ら、私どもはそれをきちんとしたいといふように

思っていますけれども、そこはそことして、まず

この事業について、今私のこの質問に対し、細

かい質問になりましたけれども、ここまで精査を

して質問をしなければ、なかなか、何か、残事業

だからやればいい、調査中のものをやるという形

には絶対ならないんですね。まだ農水省段階のこ

となんです。

それだけの条件なり、あるいは施工上の有利性

がきちんとあるのであれば、私どもは納得できま

す。しかし、ここはやはりきちんとした判断をし

なければ、何のための廃止なのか、見れる人が見れ

ばこれは統廃合になります。先ほど大臣も、廃止

と統廃合を一緒に言われましたけれども、これは

なければ、何のための廃止なのか、見れる人が見れ

ばこれは統廃合になります。先ほど大臣も、廃止

と統廃合を一緒に言われましたけれども、これは

農用地については廃止なのであります。そこを踏

まえた適切な判断を大臣としてするべきじゃない

か。もう一度御答弁を願います。

○中川国務大臣 まず、この農用地総合整備事業

というのは、地元のニーズが極めて高いといふ

中で進んできておるもの。それから、そのニーズに

もかかわりませず、今局長から答弁させましたよ

うに、どうしてもというところが十七あったにも

かかわらず、ただ着工を前提とした調査に入っ

ておる。これはいざれ、実施設計なりあるいは着

工ということになつていくのであらうといふう

に思います。

問題は、機動的に人材や技術力をそこに集中できのかどうかといふところにあろうかと思つております。また、そうであれば、調査中のものを都道府県に引き継いだ場合に、それが大臣の姿勢でなければならないのではないかと

問題は、機動的に人

一方、この行革のそもそも平成九年六月の議論といふものの中、国がやるべき仕事の効率化をめざす議論といいましょうか、行革といふそのものの議論、地方分権、あるいは仕事そのものをもう全部その現場でやめちゃえ、いろいろな考え方があったのであります。先ほども申し上げたように、この事業については、受益者はもとより関係自治体の皆さん御希望が非常に高い。だから、そこで全部やめたというわけにはとてもいかないであろう。

あるいはまた地方に、先生御指摘のように県なりあるいは複数町村に移譲する。これも、先ほどおっしゃったとおりの議論のやりとりで、整備公団の優秀な技術者について議論のやりとりで、どうか、同じ方向での御質問そして答弁をさせていただきましたが、これだけの技術集団がいる、この事業の途中から、いきなり都道府県なりそれ以下に、あと残り五年、三年という段階で、そばんと残す。あるいはまた調査段階も含めて、調査まで行けば、これは着工を前提とした調査でありますから、そういう意味でももうその段階から、やはり整備公団の方に仕事が行つておるわけでござります。

そういう意味で、地方分権だから、整備公団の事業は都道府県に移管したらいいのではないか、これも一つの御意見だったと思いますけれども、しかし現実を考えますと、これだけの技術集団がやつておる仕事を無理やり自治体に移管することによるいろいろな意味の逆のコスト高、あるいはまた事業遂行の上での混乱等々も予測しなければなりません。

大臣御案内のとおりです。あるいは、今の特殊法人がそういう形で、それはもちろんいろいろな被害、痛みの伴う問題も多々あります。しかし、やはりこの事業の中身、工事の中身等を勘案し、また受け皿たる都道府県等を勘案したときに、大臣の今の御答弁はとても説得力を持たない、私はそう思っています。

そういう事業の有利性というものをきちんと管理者事業の中に發揮させれば、まず一つも問題はない。農道をつくる技術、あるいはいろいろな事業を進める上で、公団でなければできないというところは、今の日本の農業土木の技術水準で、私は、それはとり得ないことがある。それはいろいろな理由はつけられます。しかし、私、細かいことにこだわりましたけれども今一つずつ指摘をさせていただきましたけれども、今の事業の有利性ということは、どうしてもこの公団でなければならぬ有利性ではないのです。

もちろん、有利な条件を設定しているから都道府県もやつてほしいとなるのはもう当たり前であります。農道が主体の事業について、これはもうこれでやつた方がずっと有利だということはだれの目にも明らかでありますから。そういうものに寄りかかって、調査中の事業までこれでやるといふ形は、私は、将来のとるべき方向でないといふふうに大臣に訴えておるのであります。

いろいろ難しい問題はあります。もう一度聞いたら、これには同じ答えかと思いますけれども、やはり大臣としての決断といいますか判断をぜひ私は求めたいきたい。確かに、法律的にはそういう形であります。

いうことは、公団事業にかかわらず、農林省のやつております。公共事業についてはそういうチェックをやつておりますので、そういう観点からも、常にその必要性を見ながら、一方では総合的な公共事業のチェックというものを今後ますますす厳しくやついかなければならないとは考えております。

○鉢木委員 全体計画を設定して事業費がついているのは三地区だけであります。残りはまだ農水省の手の中にあるわけでありまして、まさに基本調査計画を樹立したり、地区の調査計画等々をやっておるわけでありまして、そこはまだ公団がそるというところまで、もちろんそれは前提としているかもわかりませんけれども、十地区的うち三地区以外は変更といふものは可能なわけです。そういうものについてやはりきちんととした見直しをするべきである。その調査中のものについてもう一回御答弁願いたいと思います。

○渡辺(好)政府委員 先ほど来答弁申し上げておりますけれども、公団でやることを前提としないというふうにたしか先生はおつしやつたと思うのですが、基本調査なり地区調査の決定をし、調査のための予算がつくということは、この公団営の事業でやるということを前提にやつております。先ほど、やはり調査段階において、地元の準備活動として市町村が中心になり、協議会が設けられ、農協、土地改良区、森林組合、漁協あるいはその他もあるものの関係機関がこの地域における構想を相

にこの調査の段階で相当重ねられているわけでございますので、これをそうではないスタイルの事業に切りかえるというのは、地元の期待・地域農業の振興という点でむしろ逆行するのではないのか。この際、やはり調査地区につきましては、地元の意向を最大限に尊重し、地域農業の振興のために残事業として取り扱うことが適当だらうというふうに私どもは考えております。

○鈴呂委員 事務局が答えればそういう答えにならざるを得ません。

大臣、私は、そういう前提としてやつておることは認めておるわけでありますけれども、やはりきちんととした誤りのない判断をしなければ、するべつたりどこまでも行きます。ですから、調査中のものは今立ち返ることは可能なわけであります、農水省の中での都道府県あるいは地元との協議でありますから。そういうものをきちんと見直すということがなければ、単に、嫌々ながら合併をした、事業はそのまま継続しているんだといふことになりかねないわけであります。長期間の事業なだけに、やはりそこは区切りをつけるならつけるということを大臣が指示しなければ、変わつていいかない。また、そのことができる。もちろん、私も全部を承知しているわけでありませんから、どうしても公団でやらなければならぬといふ少しうまい話をしていいのですけれども、地

○中川国務大臣 新規事業調査につきましては、既に「もう事業費がついておるもののが大半でござります。それから一般論としては、公共事業の見直しがいのものは最低五年に一遍、あるいは必要に応じては隨時見直しをしてチェックをしていくと

さて、この開拓委員会の中でも、事業内容の説明会をして、この推進委員会の中で、事業内容の説明会を数次にわたりて開催する。先進地を見に行く、いろいろな勉強をする、啓発活動も行う、それから事業計画案や調査状況についての説明会も開催する、意向調査も実施するといった積み上げが既

件をきっちりと付すと、ことになれば、うご
とが可能になるというふうに私は確信をしており
ますから、大臣はそういう点を見直しすると。
せつかく今、やってやつて、どうにもならなくな
なって見直しをかけている事業もあるわけであり

八

ます。これは公団の運営とも絡むから、私は、今緑資源公団発足に当たって、後になつて、やはりこの程度のことであれば都道府県でもやれたのにといふことにならぬような体制を、出発に当たつてとつていただきたいというふうに思います。

○中川国務大臣 先ほどから伺つていますと、公团運営の事業といふのは非常に有利だ、だから要望がある、だけれども、行革好みであるのだから、既存のものあるいは新規のもの、さらには調査地区で予算のついていないものについては都道府県等に回して、いつたらどうなのかという御質問であるとするならば、その移行過程においては、やはり地元の皆さんの長い間の要望、しかも、先生も御経験だらうと思ひますが、国費で調査がつければ次は実施設計ですよ、着工ですよ、あるいは、来年あたりは着工ができるようすよといふこと、我々も、地元の要望に対しても頑張りますといふことを、要望をいただければそういう努力をするわけであります。

そういう意味で、農用地整備公団がやつておりますこの農用地の整備事業がいいメニューであれば

あるほど、新規のものがなくなつてしまふことに対して厳しいおしかりがあれば、我々として

も、申しわけありません、行革の結果、あるいはまた、緑公団での新しい仕事といふ答弁をさせて

いたくことになるわけありますが、いい仕事だけれども廃止をして、都道府県に移管をしろと

いう先生の御質問には、どうも私自身、先生に対する御納得のいく御答弁ができないと自分自身でも思つてゐることをまことに申しわけないと思うわけでありますけれども。

そもそも、いい事業だということを先生がお認めいただいている以上は、その二十一地区あるいは十地区についてだけではなくて、これからもそ

ういうものを、要望を実現すべきだといふような御質問に対して、我々が、困つて困つて、答弁ができにくいという形であるべきではないのかな

と、勝手に組み立てて答弁してまことに申しわけないのでありますけれども。

一方では、先ほども申し上げましたように、公共

事業全般につきまして、この農用地整備公団の事業につきましても、五年に一度定期的に、あるいは定期的ではない場合であつても、事業の見直し

等々の作業といふものはこれからますますきちんとやつていかなければならぬといふふうに考へ

ておりますので、ぜひとも先生の御理解をいただきたい

き、本当に、事業としてこれはもうやる意味がない

い、あるいはまた、効果がないといふことであれば、我々としてもそれに対する対応といふもの

を当然考へていかなければならぬと思つておるところであります。

○鉢呂委員 最初に私は、大臣に、公団が行つておる事業を廃止する理由についてお聞きをしたわ

けであります。何か事業に、国民の要望がさらに強いといふような御答弁でありますけれども、や

はり本当に必要であれば、これを存続させる政治的判断があつてしかるべきだし、本当に必要であります。何か事業に、国民の要望がさらに

あれば。そのところを踏まえて、いろいろな技術力ですか、類似の事業が都道府県にあるといふことを勘案して、これを廃止に踏み切つた。こ

れは、非常な行革の感じもあるでしょ。

ですから、そういうものをきちんと踏まえた対処をしなければ、何か嫌々、事業があるのだけれども、やらざるを得ないといふような形をとること

とあれば、緑資源公団の運営についてもいささかおかしいような形になりかねないといふふうに

思つてありますので、特に、調査中のものま

まして造林を行い、森林を整備していく事業でございまして、五十年程度の長期にわたつて、資金

を公団が拠出するといふ事業でございます。

また、受益面積は一千ヘクタール以上といつたし

ておりますが、このような大きな事業規模になり

ますと、都道府県の農業担当の技術者等、林業も

含めまして、二百人程度というのが一般的でございますけれども、この事業を実施するために、工

期は七、八年程度を予定いたしておりますけれども、もし仮に、都道府県で実施するとすると、地

区数はおのずと限定されますので、この七、八年の間に、これは専門の技術職員十名ないし二十

名、必要になつてまいります。このためだけにそ

ても、本当にそれが必要かどうか、そこをきらつと精査したいといふふうに考えてあります。そこで、その新しい事業をぜひこの公団でやらなければならぬとする理由を述べていただきたいと思います。

それから、農用地公団の技術者を承継いたしま

すこの緑資源公団において、森林一体の有機的、

総合的な整備ということで、森林整備、農用地整

備に、北海道から九州、沖縄までの、技術に精通

した専門の農林の技術者を効率的に活用できる

点、また事業主体が单一でございます。

先ほど申し上げましたような事業は、県営で

あつたり、また、県営の場合も、農林部局あるい

は林業部局と部局が違つている場合もございま

す。これらのさまざまな事業

を別々の事業主体が実施するということになりま

すと、事業主体のそれぞれの財政事情や、また事

業の緊急度あるいは優先度に対する考え方の違い

から、事業間の破壊が生ずるといふようなおそれ

もあるわけでございますけれども、一つの公団で

実施する場合には、効率的にかつ早期の事業効果

の発現を目指して、有機的な連携を持つて事業の

進度調整を行なながら早期の完了を目指すことができるという点がございます。

私どもは、あくまでこの事業は、法律上、県の

申し出に基づきまして事業計画を策定して事業を

実施することになつておりますし、また、計画の

策定の前段階として基本調査、地区調査というの

を実施いたしますが、これも、県の申し出に基づ

いて基本調査を実施し、さらに申し出に基づいて

地区調査を実施するというのが通例でございま

す。さらに、法律上は計画を策定する場合にも県

の申し出という、通例三段階程度、県のこの事業

への点検それから申し出といふプロセスを経て、

あくまで県、それから当然のこととございますけ

れども、地元の御要望に基づいておるものでござ

いますが、地元の御要望、県の御要望に基づづ

いて、私ども公団の事業として実施させていただく

ことにいたしております。

○鉢呂委員 ちよつと御答弁を簡単にしてほしいんですけれども、全部言われても困りますから。一体でやらなければならない理由。今聞きますと、河川の上流地が水源地帯ということで、水源林の造成をする、そことの関連で一千ヘクタールの農用地の開墾事業をやらなければならないといふ理由が全く浮かび上がつてこない。要するに、水源林の造成は一方でやる。もちろん、中山間地域の、水源林の近いところの農林一体の事業であれば、私はわからないわけではありません。またそれは別の事業がございます。しかし、一千ヘクタールの、下流の、まさに河川を中心にしての事業であればわかりますけれども、水源林という形の、森林開発公団がやっておる水源林造成との関係が全く出てこないというふうに思います。

大臣、これはきちんとした大臣の御答弁を、事務的ないろいろなことはいいですけれども、なぜ一体としてやる理由が出てくるのか。出てこないとは限りません。私もわかります。耕作放棄地とか、それはまた別の事業がちゃんと予定をされておりまます。そんなに大規模でないことは、山林の、水源林の近間にある耕地の問題。場合によつては耕作放棄地を林地に変えるとか、そういうことの連関は別の事業があるのであります。

熊本県で取り組む。これは先ほど言った、農用地整備事業、名前を変えて、水源林という本当に別の形のものをそこにつけ加える。私は、一体の事業はもちろん大事です。それは事業としては連携をきちっと密にしてやるべきことであつて、何も一つの事業の中でやるという性格のものではないのではないかと、うように思います。○中川国務大臣 例えば水の管理にしましても、全國百六十八の流域で、都道府県をまたがつた形で水の管理をしていかないと、山あるいは川中、川下といふことができないんだということ、十一年近く前からそういう把握の仕方をつておりますが、一方では、新しい基本法あるいは大綱の中

で、中山間地域というものの位置づけ、特に公

的機能から見た位置づけといふものをはつきりといふ形で、法的にもまた財政的にもバッ

クアップ、整備をしていかなければいけない。

そしてまた、そこには林地と農地とがあり、しかも、残念ながら、その農地といふものが、定住

は荒らしておくわけにはいきませんから、林地一

般の整備と並んで農地から林地への転換といふよ

うなこともこれから考えなければいけないといつたような、さまざま複合的な、総合的、面的ある

いは人的、いろいろな面の日本の国土の特殊性に

いうものを総合的に整備していく。

その根っこには水源林の造成といふことが一つの

根っこであるわけでありますけれども、それを一

定規模以上のものにつきまして、都道府県知事の

申し出に基づいて多面的といいましょうか、一つ

の大きなくくりの中で、川下も見据え、川中ある

いはまた中山間という面的な部分も見据え、新し

い事業として例えばそこに道を一本通す場合で

も、今まで農道、林道といふことでかなりはつき

りとした区分けがあつたわけございませんけれども、一本の道でも、それは農道といえば農道、林

道といえば林道という形で、産業道、生活道とし

ます。

まさに新しい時代、あるいは国土の多面的な機

能、特に中山間地域における公益性の維持といふのはないかと、うように思つておりますので、御理解をお願いいたしたいと思います。

○鉢呂委員 農水省の事業で既存の事業として、農林地一体開発整備バイロット事業、これは農林地の開発、整備を効率的に実施するために、一体で既にあります。これは全国七地区ぐらいでやつておるわけでありまして、もちろん大臣が今言わされましたように、中山間の事業は、この事業でできるわけであります。

河川全体の、水系全体の下流の大きな面積を

オロ一しながら、農林一体のこういう公団の新

たな事業、私は、ここまで一々くくりにしなくて

も、連携を密にしてやる方がむしろ事業は適切に

できる。何も勝手にやるわけではありません。水

利権の問題もあるでしょう。連携をとらざるを得

ないわけでありますけれども、それをもつともつ

とやついくということには私は大賛成でありますけれども、公団でやらざるを得ない、やるんだ

という理由がもう一つ説得力がないというふうに

思います。

○山本(徳)政府委員 農林地のバイロット事業、これは計画は一つでございますけれども、それぞ

れの事業主体がございます。

今回御提案申し上げております特定中山間保全

整備事業でございますが、これは食料・農業・農

村基本問題調査会の、農林一体の中山間対策が大

変重要なと御答申もいただきまして検討

したわけでございます。先ほど来大臣も御答弁申

し上げておられますように、一千ヘクタール、広域

にわたる農業、林業の総合的な整備事業としてこ

の事業を起こしておるわけでございます。もちろ

ん県で、県営等で実施できる事業については、こ

れはもうこれまでどおり県営等の事業で進めてい

ただいていいわけでございますけれども、地域、地元及び都道府県から特にこれを公団で実施してほしいというお申し出が、先ほど申し上げましたように、基本調査、地区調査から基本計画策定段階まで、通常は三度にわたって県からの正式なお申し出をいただいて、それがあつた場合にのみ、私どもはこの事業を実施することにいたしております。

○鉢呂委員 農水省の事業で既存の事業として、農林地一体開発整備バイロット事業、これは農林地の開発、整備を効率的に実施するために、一体で既にあります。これは全国七地区ぐらいでやつておるわけでありまして、もちろん大臣が今言わされましたように、中山間の事業は、この事業でできるわけであります。

河川全体の、水系全体の下流の大きな面積を

オロ一しながら、農林一体のこういう公団の新

たな事業、私は、ここまで一々くくりにしなくて

も、連携を密にしてやる方がむしろ事業は適切に

できる。何も勝手にやるわけではありません。水

利権の問題もあるでしょう。連携をとらざるを得

ないわけでありますけれども、それをもつともつ

とやついくということには私は大賛成でありますけれども、公団でやらざるを得ない、やるんだ

という理由がもう一つ説得力がないというふうに

思います。

○山本(徳)政府委員 現在、農用地整備公団には

七名の役員がおられます。森林開発公団の五人を基本とすべきである、私はそ

のようになりますけれども、いかがですか。

○山本(徳)政府委員 現在、農用地整備公団には

七名の役員がおられます。森林開発公団が発足するのに伴いまして、農用地公団の理事長、副理事長及び総務、経理の各担当理事、計四名を廃止させていただくことにいたしております。

また、承継する業務につきましては、これまで

た、海外担当理事は非常勤にすることにいたして

おります。

監事は、現在、森林公団に一人、農用地公団に非常勤一人でございますが、監査体制の万全を期するため、監事は常勤一名、非常勤一名を置くことにいたしておりまして、合計九名となります。が、両公団の役員の合計十二名の四分の三以下としたところでございます。

○鉢呂委員 大臣に基本的なお考えを聞いておるのであります。役員の体制は、廃止をされる公団の役員数を勘案しながらという形ではないのですか。名前は変わりますけれども、森林開発公団の五名というものを基本として役員体制を存続させるのが筋ではないですか。

○中川国務大臣 たしか先ほども話しましたけれども、三百七十六名の職員がいて、今度は八百六十名になるものを、職員を十名ほど減らす。それから、役員が、今答弁ありましたように、十二名が九名になる、当面でありますけれども。

一方、農用地整備公団はなくすわけでありますけれども、しかし、基本法の制定に伴って、行う事業は新公団、いわゆる緑資源公団に移行するといふことも、政府、それから当時の与党の合意でござりますから、したがって、残事業あるいはまた継続事業、さらには先ほどの中山間の一体的な整備事業等の、ある意味では新たな事業も、農用地整備公団が廃止になった後も移行をしていくわけでありまして、そういう意味では、残事業、引き継ぎ事業、あるいは新規事業が農用地整備公団発と、あえて仕切ればそういう形の事業が、少なくともスタート時点ではかなり大きな事業として残るわけでございまして、それに必要最小限の役員数として必要だというふうに考えております。

○鉢呂委員 私は、この中身を見せていただきました。農林地一体事業を担当する理事を一名置きました。農林地一体事業を担当する理事を一名置く。私は、今は必要ないと思います。先ほど、あればやるというぐらいの事業に対して専門希望があればやるという専門希望があればやるといふことをいたして、若干補足をさせていただきます。

○渡辺(好)政府委員 農林地一体の新しい事業につきまして、若干補足をさせていただきます。

山本長官からは、制度上の仕組みとして、県の御要望があれば、それを精査して新しい事業の対象にしていくことござりますけれども、

○山本(健)政府委員 理事につきましては、大臣からも御答弁申し上げましたように、残事業が十数年間継続いたしますし、また、新しい業務がこれまでから予定されるわけでございます。したがつて、業務担当につきましては、これまでの森林の担当の業務のほかに、新しい事業と計画的評価のための担当の理事、それから非常勤の事を設置することにいたしております。

○鉢呂委員 今、長官はおかしいですよ、あなたが言つたのに、暫定に既存の残事業をやる理事を置くのに、勉強不足ですか、あなたは、きちつと答えてもらわなかつたら困ります。

そして大臣、やはりきちんとした、血のにじむような努力が見えなかつたら、だれもこれは信用しないですよ。

今、長官のお話では理事二人、農林地一体の事業をやる理事、二地区しかないのに、専門に置くのです。それから、暫定としてこれは九名、終わったたら八名になるけれども、これも、いつ終わるか、後で聞きますけれども、これが残事業、いよいよになりますから、したがつて、残事業あるいはまた継続事業、さらには先ほどの中山間の一体的な整備事業等の、ある意味では新たな事業も、農用地整備公団が廃止になつた後も移行をしていくわけでありまして、そういう意味では、残事業、引き継ぎ事業、あるいは新規事業が農用地整備公団発と、あえて仕切ればそういう形の事業が、少なくともスタート時点ではかなり大きな事業として残るわけでございまして、それに必要最小限の役員数として必要だというふうに考えております。

○中川国務大臣 答弁がいろいろ不徹底で、長官と局長が言つているのが違うというのは、私は、公式の場でそういうお答えを聞くのはまだ遺憾であります。

大臣が先ほど、そういう形で希望があればやるにすぎない事業であるという言い方をされましたけれども、やはりきちんとした答弁をしていただけたいし、そうであつても、農林地一体専門の理事を一人置く。暫定とはいひながら十数年、農用地関係の理事を置く。私、これほどまでのことはできない。あるいは総務、経理を、それぞれの担当の理事を置くとか、このあたりをきちつと精査をすれば、森林開発公団の五名の現状の常勤理事会ができるのではないかと、私は國會議員が

適当だと思ったら、何ぼでも適当な答弁をしてください。

○渡辺(好)政府委員 農林地一体の新しい事業につきまして、若干補足をさせていただきます。

山本長官からは、制度上の仕組みとして、県の御要望があれば、それを精査して新しい事業の対象にしていくことござりますけれども、

調査をいたしましたところ、すべての地域におきまして、かなり強い要望が出ております。とりわけ、そのうち三地区につきましては、平成十二年

度でぜひ基本調査を実施したいという御要望があるわけでございまして、二地区しかないということではなくて、とりあえず二地区ということでおられますけれども、その後、この新しい事業につきましては、引き続き強い要望、要請が上がつてくるものと思つております。

といいますのは、この事業は、大臣からもお答え申し上げましたように、中山間対策の三本の柱、すなわち所得機会の増大、定住条件の整備と並んで公益的機能の維持増進、このところに施設の強化をしたいということで行う事業でござりますので、私ども力を入れて、いきたいと思っておりますし、都道府県あるいは各地域におましましても、かなり高い関心を持っているというふうに思つております。

○鉢呂委員 答弁がいろいろ不徹底で、長官と局長が言つているのが違うというのは、私は、公式の場でそういうお答えを聞くのはまだ遺憾であります。

大臣が先ほど、そういう形で希望があればやるにすぎない事業であるという言い方をされましたけれども、やはりきちんとした答弁をしていただけます。

大臣が先ほど、そういう形で希望があればやるにすぎない事業であるという言い方をされましたけれども、やはりきちんとした答弁をしていただけます。

大臣が先ほど、そういう形で希望があればやるにすぎない事業であるという言い方をされましたけれども、やはりきちんとした答弁をしていただけます。

大臣が先ほど、そういう形で希望があればやるにすぎない事業であるという言い方をされましたけれども、やはりきちんとした答弁をしていただけます。

大臣が先ほど、そういう形で希望があればやるにすぎない事業であるという言い方をされましたけれども、やはりきちんとした答弁をしていただけます。

大臣が先ほど、そういう形で希望があればやるにすぎない事業であるという言い方をされましたけれども、やはりきちんとした答弁をしていただけます。

○中川国務大臣 先ほどからお答え申し上げておりますように、首切りはいたしません。しかし、必要最小限の事業にたえられる役員数は確保しないかなければならないと思っておりますが、今まで公益的機能の維持増進、このところに施設の強化をしたいということで行う事業でござりますので、私ども力を入れて、いきたいと思っておりますし、都道府県あるいは各地域におましましても、かなり高い関心を持っているというふうに思つております。

調査をいたしましたところ、すべての地域におき

ます。されにしても、この役員数、役員体制についても非常に甘さがあると思は思う。

○鉢呂委員 いすれにしても、この役員数、役員体制についても非常に甘さがあると思は思う。九年以内というふうに幸いに書いてあるわけでもありますから、その辺の精査をきちんとしますか、大臣。

○中川国務大臣 そういう方向でやつていただきたいと考えております。

○鉢呂委員 いすれにしても、この役員数、役員体制についても非常に甘さがあると思は思う。

九人以内というふうに幸いに書いてあるわけでもありますから、その辺の精査をきちんとしますか、大臣。

○中川国務大臣 先ほどからお答え申し上げておりますように、首切りはいたしません。しかし、必要最小限の事業にたえられる役員数は確保しないかなければならないと思っておりますが、今まで公益的機能の維持増進、このところに施設の強化をしたいということで行う事業でござりますので、私ども力を入れて、いきたいと思っておりますし、都道府県あるいは各地域におましましても、かなり高い関心を持っているというふうに思つております。

○鉢呂委員 答弁がいろいろ不徹底で、長官と局長が言つているのが違うというのは、私は、公式の場でそういうお答えを聞くのはまだ遺憾であります。

大臣が先ほど、そういう形で希望があればやるにすぎない事業であるという言い方をされましたけれども、やはりきちんとした答弁をしていただけます。

大臣が先ほど、そういう形で希望があればやるにすぎない事業であるという言い方をされましたけれども、やはりきちんとした答弁をしていただけます。

大臣が先ほど、そういう形で希望があればやるにすぎない事業であるという言い方をされましたけれども、やはりきちんとした答弁をしていただけます。

大臣が先ほど、そういう形で希望があればやるにすぎない事業であるという言い方をされましたけれども、やはりきちんとした答弁をしていただけます。

大臣が先ほど、そういう形で希望があればやるにすぎない事業であるという言い方をされましたけれども、やはりきちんとした答弁をしていただけます。

大臣が先ほど、そういう形で希望があればやるにすぎない事業であるという言い方をされましたけれども、やはりきちんとした答弁をしていただけます。

○中川国務大臣 農用地整備事業が完了すれば八人になるということは、もうこれは政府が国会にお約束していることでもありますし、またそれが以外にも、海外事業のニーズあるいはまた先ほどの特定中山間保全整備事業等のニーズがいっぱいあって、仕事が前向きにたくさんあって困るなどいう状況であれば、我々としてはそれに対応するような体調づくりをしていかなければなりませんが、また逆の場合には、特に役員に関しては、国会のチェックをまつまでもなく、我々自身できちとチェックをしていかなければならないと考えております。

○鉢呂委員 いずれにしても、二カ所しかやらなければ残事業を行つ担当の理事を置くとか、や

はりそこは十分検討する余地はあると私は思いましたから、そこだけでもきちんとした対応をしていただきたいというふうに思います。時間がなくなりましたけれども、職員体制の問題でございます。

私ども民主党は、先ほども言いましたけれども、行政改革というのは、国の財政も非常に困難な折、やはりこれは、痛みは伴いますけれども、やつていかなければならない問題である。同時にそれは、当時の与党三党の決定にもありますように、雇用不安を引き起こすものであってはならない。むしろ、今回の法案を見て危惧するのは、こどは十名削減をする、しかし、その後の状況については何もうたっていないわけあります。

そういう、今後の体制についてどうなるかということについても、私は、普通の事業体であれば、企業であれば、合併をする、あるいは新しい公団として発足をするといったときには、どういう方向になるのか、どういう職員の体制になるのかと、そういうことを明らかにする、そして、その中で職員の待遇というものをどういうふうに進めるのかと、いうのをきちっとした形で示す、そういうものを見ると示すことが不安感を除去することになるというふうに思います。

そこで、ことしの十名減の八百五十名の定員でありますけれども、今後どのような方向で計画をしておるのか、御答弁願います。

○山本(徹)政府委員 緑資源公団の職員につきましては、かねてから両公団とも業務の徹底した見直し、事務事業の効率化に努力してまいりました。平成十年には、両公団のピーク時、昭和五十四年でございますけれども、この当時から約三割すなわち、五十四年千百七十五名が、八百六十名といたしますけれども、このままの形で発足をすると、どうしても最も高い削減、合理化を実施した公団の一つでございます。本年度は十名の削減を行うこといたしておりますけれども、今後とも、事業の円滑な推進のために必要な職員は確保してまい

らなければなりませんが、そういう中で、事業の効率化に努力しながら定員の見直しを行つてしまいりたいと考えております。

○鉢呂委員 大臣、今の御答弁は、必要な職員について毎年検討していく、必要な最小限のものにしていく、これではやはり職員の皆さん是非常な不安感に駆られるのではないか。御答弁願います。

○中川国務大臣 いわゆる緑資源公団は、一番厳しい意味の公務員とちょっと違いますので、労使関係というのはあくまで労使の間の話し合いということが第一であって、我々は、指導監督といふ立場から、何かあれば助言なりバックアップをします。しかし、雇用に付いてはございませんが、企業の方の負担金にも影響してしまいます。

○鉢呂委員 大臣、今の御答弁申し上げたとおりでございますから、雇用について、毎年どうするといふ立場から、特に新しい公団に変わっていくわけですが、企業では、何があれば助言なりバックアップをします。しかし、雇用に付いてはございませんが、企業の方の負担金にも影響してしまいます。

○鉢呂委員 おくれて始まりましたので、まだ時間が二分ぐらいあるんで、済みません。

そういうことで、体制についても、現行をそのまま引き継ぐという形で発足をするようになります。私も聞かせていただきましたけれども、同じ札幌に二つの公団がそのままの形で発足をします。私も聞かせていただきましたけれども、同じ

足をするのであれば、もとと、五年というようなことをいくのか、やはりそこは早急な見直しといふことを示すべきであるというふうに思ひますので、これが最後の質問にさせていただきまして、御答弁

を願いたいと思います。

○山本(徹)政府委員 北海道に今事務所が二ヵ所あるとおっしゃいましたが、これは開設の時点が異なっておりますので、かつ事務所の設置につきましても、これは経費として最終的には事業費の中に入りまして農業者の方の負担金にも影響してしまいます。

○鉢呂委員 大臣、今の御答弁は、必要な職員について毎年検討していく、必要な最小限のものにしていく、これではやはり職員の皆さん是非常な不安感に駆られるのではないか。御答弁願います。

結果として、できるだけ安くて、かつ円滑な事務処理ができるようなところを物色した結果、開設時期が異なるということで、異なる場所に設置されたような経緯がございますけれども、私も、今後とも、毎年、公団の事務事業の効率的な実施については精査しながら、組織や要員について見直していくことを考えております。

○鉢呂委員 大臣の御答弁申し上げたとおりでございます。

○鉢呂委員 終わります。

○鉢呂委員長 これにて各案に対する質疑は終りました。

○穂積委員長 ただいま議題となつております案中、まず、森林開発公団法の一部を改正する法律案について議事を進めます。

この際、本案に対し、小平忠正君外一名から修正案が提出されております。

提出者から趣旨の説明を求めます。鉢呂吉雄君。

森林開発公団法の一部を改正する法律案に対する修正案
〔本号末尾に掲載〕

○鉢呂委員 私は、民主党を代表して、森林開発公団法の一部を改正する法律案に対する修正案理由を説明いたします。

今回の政府改正案は、特殊法人の整理合理化と業が廃止されるのは新規地区の農用地整備事業程

度で、残事業は、事前調査中の地区の事業も含めそのまま受け継ぐことになつておらず、特定地域整備事業と称する新規の事業さえ行おうとしておるのであります。これらは、行革の観点から到底認められるものではありません。

民主党修正案は、法律の題名及び目的、公団の名称を現行法どおりとした上で、特定地域整備事業、海外農業開拓調査、農用地整備事業等の事前調査中の地区的事業については、森林開発公団の業務に追加しないものとし、既に着工している地区の農用地整備事業等のみ限定的に引き継ぎ、それらの事業も五年以内をめどに、法制上、財政上及び金融上の整備を行い、都道府県等に移管するというものであります。

また、業務縮小による組織の合理化に当たっては、政府が職員の就業機会の確保を図ることを義務づけております。

以上が、修正案の趣旨及び内容であります。委員各位の御賛同をお願いいたしまして、提案理由の説明を終わります。

○穂積委員長 これにて修正案の趣旨の説明は終りました。

○穂積委員長 これより原案及びこれに対する修正案を一括して討論に入ります。

討論の申し出がありますので、これを許します。藤田スマ君。

○穂積委員長 これにて修正案の趣旨の説明は終りました。

○穂積委員長 これより原案及びこれに対する修正案を一括して討論に入ります。

討論の申し出がありますので、これを許します。藤田スマ君。

本法案は、形式的な農用地整備公団の廃止で、実質的には両公団を統合させるものであり、農用地整備公団の機能温存のために、中山間地での農用地と森林の一体的整備と称して、新たな浪費的事業の拡大を図つていこうとするものであります。

ともに、多大な浪費と環境破壊と批判されてきた

大規模林業園開発林道事業も基本的に継続させて

いくものであります。

新たな特定地域整備事業は、最初から大規模な

受益面積の基準を林野庁が設定し、從来手法のま

ま中山間地で森林と農用地の一体の整備推進とい

うことになれば、新たな森林破壊を全国の水源林

地帯に広げ、これまでの誤りを繰り返すことには

かなりません。

今日求められていることは、こうした浪費の大

型公共事業を思い切って削減し、環境保全と両立

する森林開発、地域の条件を生かした真に農業振

興に役立つ農地造成を進める抜本改革を図ること

であります。

そのためにも、中山間地での森林、農用地の整

備は、地方自治体を中心として、それぞれの地域

条件に合った手法で行うべきものであり、もとよ

り、そのための必要な財源を国が地方自治体に保

障すべきものであることは言うまでもありません。

また、今日、多くの耕作放棄地を抱える農山村

を取り巻く状況、農家、林業者の経営実態から早

急に求められていることは、中山間地の農業者、

林業者に対する直接所得補償を実施し、生産対

策・販売・流通対策一体の援助など、思い切った

条件不利地域への助成であるということを申し添

えておきます。

なお、民主党提出の修正案については、農用地

整備公団を廃止、新公団に農用地整備公団の業務

を持ち込ませないようにする点にもちろん異論は

ありませんが、森林開発公団の大規模林業園開発

林道事業などはそのままであり、この点について

賛成はできません。

以上で反対の討論を終わります。(拍手)

○穂積委員長 これにて討論は終局いたしました。

○穂積委員長 これより採決に入ります。

まず、小平忠正君外一名提出の修正案について

採決いたします。

〔賛成者起立〕

○穂積委員長 起立少数。よって、本修正案は否

決されました。

次に、原案について採決いたします。

これに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○穂積委員長 起立多数。よって、本案は原案の

とおり可決すべきものと決しました。

次に、農林漁業金融公庫法の一部を改正する法

律案について議事を進めます。

これより討論に入るであります。その申し

出がありませんので、直ちに採決に入ります。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○穂積委員長 起立総員。よって、本案は原案の

とおり可決すべきものと決しました。

次に、農業災害補償法及び農林漁業信用基金法

の一部を改正する法律案について議事を進めま

す。

これより討論に入るであります。その申し

出がありませんので、直ちに採決に入ります。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○穂積委員長 起立総員。よって、本案は原案の

とおり可決すべきものと決しました。

お詫びいたします。

〔賛成者起立〕

○穂積委員長 御異議なしと認めます。よって、

そのように決しました。

○穂積委員長 御異議なしと認めます。よって、

そのように決しました。

午後零時八分散会

第二十七条中「又は第一号の二」を削る。
第二十七条の次に四条を加える改正規定、第三十二条の二の改正規定、第三十三条の改正規定、第三十四条の改正規定及び第三十五条の改正規定

する修正案
森林開発公団法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第三十六条中「から第一号まで」を「及び第二号」

題名の改正規定、第一条の改正規定及び第二条の改正規定を削る。

森林開発公団法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第三十三条の二第三項の改正規定中「改め、「第十八条第一項第六号」の下に「及び第七号ニ」を加えを削る。

題名の改正規定、第一條の改正規定及び第二条の改正規定を削る。

森林開発公団法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第三十六条中「から第一号まで」を「及び第二号」

題名の改正規定、第一條の改正規定及び第二条の改正規定を削る。

に、「業務」とする」を「業務の実施」とするに改める。

附則第二条を削る。

附則第三条第一項及び第四項中「緑資源公団」を「森林開発公団」に改め、同条を附則第一条とする。

附則第四条第一項中「緑資源公団」を「森林開発公団」に改め、同条第二項中「緑資源公団」を「森林開発公団」に改め、同条を附則第二十条を「附則第十七条」に改め、同条を附則第三条とする。

附則第五条を削る。

附則第六条中「新法附則第十三条第一項に」を「この法律による改正後の森林開発公団法(以下「新法」という。)附則第十三条第一項に」に改め、「(新法附則第十三条第一項の政令で定めるものを含む。)」を削り、「緑資源公団」を「森林開発公団」に改め、同条を附則第四条とする。

附則第七条を附則第五条とし、附則第八条を附則第六条とし、附則第九条を附則第七条とする。

附則第十条第三項中「緑資源公団」を「森林開発公団」に改め、同条を附則第八条とする。

附則第十一条第一項中「緑資源公団が緑資源公団法」を「森林開発公団が森林開発公団法」に、「附則第八条」を「附則第六条に改め、同条第二項中「緑資源公団が」を「森林開発公団が」に、「緑資源公団法」を「森林開発公団法」に改め、同条第六項中「緑資源公団が」を「森林開発公団が」に、「附則第八条」を「附則第六条」に改め、同条第三項中「緑資源公団法」を「森林開発公団法」に、「附則第八条」を「附則第六条」に改め、同条第七項中「附則第二十五条」を「森林開発公団法」に、「附則第二十二条」を「附則第十九条」に、「附則第二十二条」を「附則第九条」とする。

附則第十二条を附則第十条とし、同条の次に次

の一条を加える。

(旧農用地整備公団の業務に係る事業を都道府

県に引き継がせるための施策等)

第十一条 政府は、この法律の施行後五年以内に、森林開発公団の業務及び組織の整理及び合理化を推進する観点から、新法附則第十三条第

一項の業務に係る事業を都道府県に引き継がせ

るための施策並びにこれに伴う森林開発公団の役員及び職員の定数の削減について総合的に検討を加え、その結果に基づいて必要な法制上、財政上及び金融上の措置を講じなければならない。

附則第十三条を削る。

2 前項の措置を講ずるに当たっては、森林開発公団の職員の就業機会の確保が図られなければならぬ。

附則第十四条中公職選挙法第百三十六条の二第二項第二号の改正規定を次のように改め、附則第十四条を附則第十二条とする。

附則第百三十六条の二第一項第二号中、「農用地整備公団」を削る。

附則第十五条规定を次のように改め、附則第

正規定を次のように改め、附則第十六条を附則第

十四条とする。

附則第十六条中農地法第三条第一項第四号の改

正規定を次のように改め、附則第十六条を附則第

十四条とする。

附則第十七条中「若しくは」を「又は」に改め、同条を附則第十三条规定を次のように改め、附則第

正規定を次のように改め、附則第十六条を附則第

十四条とする。

附則第十八条を附則第十二条とする。

附則第十九条规定を次のように改め、附則第

正規定を次のように改め、附則第十九条第一項第二号の業務の実施」を削る。

附則第十七条中地方財政再建促進特別措置法第

二十四条规定を次のように改め、附則第

正規定を次のように改め、附則第十五条を附則第

二十四条规定を次のように改め、附則第

正規定を次のように改め、附則第十九条规定を

条とする。

第九十六条第三項中「農用地整備公団」を削り、「農用地整備公団にあつては農地開発機械

公団」を「森林開発公団にあつては森林開発公団又は農地開発機械公団」に改める。

附則第二十条中地方税法第七十二条の四第一項第二号の改正規定を次のように改める。

附則第二十二条の四第一項第二号中、「農用地整備公団」を削る。

附則第二十条中地方税法第五百八十六条第二項第八号の改正規定を削り、附則第二十条を附則第十七条とする。

附則第二十二条の四第一項第二号中、「農用地整備公団」を削る。

附則第二十二条中「緑資源公団が」を「森林開

発公団法」に改め、同条第三項中「緑資源公団が」を「森林開発公団」に、「緑資源公団法」を「森林開

発公団法」に改め、「附則第八条」を「附則第六条」に改め、同条第四項中「緑資源公団法」を「森林開

発公団法」に、「附則第八条」を「附則第六条」に改め、「附則第八条」を「附則第六条」に改め、同条を附則第十八条とする。

附則第二十二条第二項中「緑資源公団法」を「森

林開発公団法」に改め、同条第三項中「附則第二十

三条第一項」を「附則第二十条第一項」に改め、同

条を附則第二十条とする。

附則第二十三条第二項中「緑資源公団法」を「森

林開発公団法」に改め、同条第三項中「附則第二十

三条第一項」を「附則第二十条第一項」に改め、同

条を附則第二十条とする。

附則第二十四条各号列記以外の部分を次のよう

に改め、同条を附則第二十二条とする。

次に掲げる法律の規定中農用地整備公団の項

を削る。

附則第二十五条中登録免許税法別表第二の改正

規定を次のように改め、同条を附則第二十二条と

する。

別表第二中農用地整備公団の項を削る。

附則第二十六条第二項中「緑資源公団法」を「森

林開発公団法」に改め、同条を附則第二十三条と

する。

附則第二十七条を附則第二十四条とする。

附則第二十八条第二項中「緑資源公団法」を「森

林開発公団法」に改め、同条を附則第二十五条と

する。

附則第二十九条规定及び同号の次に一号を加える改正規定を次のように改める。

附則第二十九条规定を削る。

附則第二十九条规定を次のように改める。

附則第二十九条规定を削り、附則第二十九条を附則第二十六条规定とする。

附則第二十九条规定を削り、附則第二十九条を附則第二十六条规定とする。

平成十一年五月十四日印刷

平成十一年五月十七日發行

衆議院事務局

印刷者 大藏省印刷局

C